

大阪府国際交流財団の積立資産の有効活用

対象受検機関：公益財団法人 大阪府国際交流財団

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）の留学生対策積立資産は、留学生に対する奨学金支給事業のため、平成2年に創設した積立金である。</p> <p>2 奨学金事業の概要（平成20年度募集要領より） (1) 対象者：大阪府内の大学院へ進学する外国人 (2) 支給期間：2年～3年 (3) 奨学金等：奨学金 月額120千円及び旅費（来日旅費及び帰国旅費）</p> <p>3 留学生に対する奨学金支給事業は、平成22年度分から新規の奨学生採用を停止し、平成23年度に事業を終了している。</p> <p>4 平成25年度末現在、特定資産として、20,652千円を保有している。当該積立資産の財源は、一般正味財産であり、定期預金として運用している。</p> <p>5 留学生に対する奨学金支給事業費及び留学生対策積立資産の推移は、下記のとおりである。平成2年度から積立が行われたものの、事業実施のための取崩しは行われな いまま、現在に至っている。</p>	<p>1 留学生対策積立資産について、積立ての方法・目的取崩の要件・目的外取崩の要件が明確にされておらず、使途目的である留学生に対する奨学金支給事業のために取り崩された実績がない。</p> <p>2 平成22年度分から新規の奨学生採用を停止し、平成23年度に奨学金支給事業を終了しているが、平成22年度に一時的に剰余金が発生したという理由で、新たに100万円の積立を行い、平成25年度末現在200万円の残高が据え置かれている。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 特定資産は、本来、特定の目的のために用いられるものであり、使途・保有又は運用方法等に制約が存在する資産であるが、当該積立資産については、使途目的の事業が終了し、再開する見込みがないことから、今後の取扱いを検討し、資産の有効活用を図られたい。</p>

(単位：千円)

年度	奨学金支給事業費	留学生対策積立資産		年度	奨学金支給事業費	留学生対策積立資産	
		積立/ 取崩 (▲)	累計			積立/ 取崩 (▲)	累計
平成元年度	86,800	0	0	平成14年度	21,003	(※1)▲ 971	10,652
平成2年度	88,080	2,500	2,500	平成15年度	5,040	0	10,652
平成3年度	88,200	5,400	7,900	平成16年度	9,840	0	10,652
平成4年度	88,280	3,000	10,900	平成17年度	11,520	0	10,652
平成5年度	90,520	0	10,900	平成18年度	11,640	0	10,652
平成6年度	89,680	0	10,900	平成19年度	13,680	0	10,652
平成7年度	89,440	723	11,623	平成20年度	12,960	0	10,652
平成8年度	93,160	0	11,623	平成21年度	12,960	0	10,652
平成9年度	50,772	0	11,623	平成22年度	2,880	(※2) 10,000	20,652
平成10年度	36,806	0	11,623	平成23年度	2,940	0	20,652
平成11年度	20,100	0	11,623	平成24年度	0	0	20,652
平成12年度	14,640	0	11,623	平成25年度	0	0	20,652
平成13年度	15,315	0	11,623				

(※1) 平成14年度に理事会の議決により、積立金の取崩し971千円を行っているが、奨学金支給事業ではなく、千里留学生会館の改装費（留学生死亡による）として使用。平成2年の積立金創設以降、積立金を取り崩されたのは上記1件のみである。

(※2) 仕組債の早期償還に伴い大幅に剰余金が発生したため、将来のグローバル人材等の重点事業に充てるため積み立てた。

措置の内容

留学生対策積立資産については、使途目的の事業が終了し、再開する見込みがないことから、その取崩しについて、平成27年3月14日開催の財団理事会及び同年3月24日開催の財団評議員会に諮り各々議決・承認された。本資産管理用の定期預金は平成27年3月31日付けで解約し、残金は別途普通預金口座へ入金した。

留学生会館（オリオン寮）運営事業の採算性の把握

対象受検機関：公益財団法人 大阪府国際交流財団

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）では、大阪府内の大学、専門学校等に在籍する外国人留学生を対象とした学生寮として大阪府堺留学生会館オリオン寮（以下「オリオン寮」という。）を運営している。</p> <p>財団は、存続期間を平成34年3月末までとしており、オリオン寮を今後永続して所有することは困難なため、その譲渡について、公立大学法人大阪府立大学へ申し入れをしているが、現時点での方向性は未定である。</p> <p>1 建築経緯 オリオン寮は大阪府が府民からの寄附10億円と財団法人日本国際教育協会からの奨励金約1億円を原資として、旧大阪府職員上野芝第二宅舎跡地に建設した。平成6年12月竣工。平成7年2月オープン。</p> <p>2 入居条件等 (1) 入居使用料：月額 26,000円 (2) 居住施設：85室 (3) 入居年限：原則2年以内</p> <p>3 運営状況 (1) オープン当初から、財団法人大阪府国際交流財団（現：財団）が、大阪府から施設の貸与を受け運営管理していた。 (2) 財団は、平成21年3月31日に大阪府から土地を有償（評価額 約2.3億円）、建物を無償（評価額 約6.4億円）で譲渡された。 (3) 入居率は概ね8割台で推移しており、大学等との連携により安定的に入居者を確保している。また、財団は有人警備から機械警備に変更するなど、経費の削減を図りつつ運営している。 (4) オリオン寮運営事業の収支は、平成23年度までは、特別会計で把握されていたが、平成24年4月に公益認定を受け公益財団法人となった際に、財団は、事業を3つの公益目的事業会計に分類（「グローバル人材育成活用事業」・「外国人活動環境整備事業」・「国際交流情報発信事業」）した。その結果、オリオン寮運営事業は、「外国人活動環境整備事業」の会計区分に含まれることとなり、平成24年度および平成25年度は、単独では、収支表を作成していない。 オリオン寮運営事業の資金収支は、下記のとおり、平成24年度および平成25年度の大規模修繕工事の影響を除くと、概ね黒字基調で推移している。 ※「外国人活動環境整備事業」：オリオン寮事業、留学プロモーション事業、留学生の就職支援、多言語相談支援事業等が含まれる。</p>	<p>1 財団は、今後、他の機関への譲渡の可能性を含め、施設の維持やオリオン寮の今後の在り方を検討するに当たり、事業単独での収支を把握する必要がある。 現在、オリオン寮運営事業の収支は簡便的に把握しているものの、収支差額としての資金余剰は、他の事業（外国人活動環境整備事業）と区分管理されていない。</p> <p>2 財団は、平成27年度以降のオリオン寮の維持修繕費として、毎年度400万円を見込んでいるが、特定の財源は確保されていない。</p> <p>3 オリオン寮の修繕引当資産は、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件が明確にされていない。そのため、積立てや取崩しとその都度任意に行われている。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 オリオン寮運営事業については、中長期的な維持修繕を含めた事業の採算性を把握できるように、事業単独の収支を明らかにするとともに、資金余剰高についても他の事業と区分して用途を検討されたい。 また、修繕引当資産については、特定資産の目的、積立方法、取崩要件等を定めた取扱要領を整備されたい。</p> <p>公益法人会計基準に関する実務指針（その2） （日本公認会計士協会 平成18年4月13日） Q10：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。 A：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。 (1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産 一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。 また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。 これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。 ア目的 イ 積立ての方法 ウ 目的取崩の要件 エ 目的外取崩の要件 オ 運用方法 カ その他</p>

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業収入	21,225	22,770	23,846	24,192	22,908
その他	598	254	260	262	201
収入合計	21,823	23,024	24,106	24,455	23,110
人件費	7,288	8,115	8,489	6,775	6,802
消耗什器備品費	43	—	—	131	1,598
消耗品費	229	240	654	519	3,466
修繕費	1,156	1,995	1,791	11,366	16,838
光熱水費	3,138	3,271	3,282	3,242	3,403
委託費	3,828	3,333	4,187	3,582	5,443
その他	1,686	1,282	1,219	1,890	1,207
支出合計	17,372	18,239	19,623	27,508	38,759
収支差額	4,451	4,785	4,482	▲ 3,053	▲ 15,649

※平成24年度および平成25年度のオリオン寮運営事業の収支は、財団の決算書上、区分表示されていないが、今回の監査にあたり財団に作成を依頼したものである。
 ※平成24年度および平成25年度の人件費には、本社で留学生の募集や記帳等の管理を行っている職員の人件費等は含まれていない（平成21年度～平成24年度には含まれている）。

4 修繕計画

- (1) オリオン寮について、財団は存続期間の平成33年度末までの修繕計画を作成し、下記のとおり平成24年度から平成26年度までの3か年で、今後10年間の継続を可能とするための改修・設備更新を行っている。なお、財団では、平成27年度から平成33年度までの維持修繕費として、毎年度400万円を見込んでいる。

(単位：千円)

内容	計画全体			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	計画	実績	差額	計画	実績	差額	計画	実績	差額	計画	実績	差額
当初計画分	44,895	30,895	14,000	8,823	8,823	0	15,846	13,004	2,842	20,225	9,066	11,158
当初計画外	0	4,463	▲ 4,463	0	0	0	0	4,463	▲ 4,463	0	0	0
合計	44,895	35,358	9,536	8,823	8,823	0	15,846	17,468	▲ 1,621	20,225	9,066	11,158

※平成26年度計画分のうち、居室エアコン（2百万円）は、平成25年に前倒実施。電気温水器取替（8百万円）は、使用可能なため、故障の都度取り替えに変更。

- (2) 修繕引当資産の推移は、下記のとおりである。平成25年度末残高は、137万円となっている。

(単位：千円)

	期首残高	積立	取崩	期末残高
平成17年度	—	2,000	—	2,000
平成18年度	2,000	2,000	—	4,000
平成19年度	4,000	2,000	—	6,000
平成20年度	6,000	—	—	6,000
平成21年度	6,000	10,000	—	16,000
平成22年度	16,000	1,000	—	17,000
平成23年度	17,000	—	—	17,000
平成24年度	17,000	—	—	17,000
平成25年度	17,000	—	▲ 15,622	1,378

措 置 の 内 容

オリオン寮運営事業については、事業単独の収支を明確にするため、平成26年度決算から参考資料として「留学生会館運営事業費収支計算書」を作成するとともに、資金余剰残高については、平成27年9月11日に修繕引当資産に積み立てた。また、修繕引当資産について、その目的、積立方法、取崩要件等を定めるため、特定資産取扱規程の制定について、平成27年3月14日開催の財団理事会に諮り、議決された。

業務委託契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の状況
<p>公益財団法人 大阪府国際交流財団</p>	<p>ホームページのリニューアル作業委託の契約締結に当たり、契約金額が150万円を超える場合は、契約書を省略できないにもかかわらず、見積書・注文請書のみで発注し、契約書を作成していなかった。</p> <p>契約名 : ホームページリニューアル作業委託 契約金額 : 2,565,360円(税込) 注文請書日 : 平成25年11月1日 契約期間 : 平成25年11月1日から平成26年3月31日まで</p>	<p>【是正を求めるもの】 担当者のみならず関係者・決裁者は、関連ルールを十分に理解した上で、適切な契約事務を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>【公益財団法人大阪府国際交流財団会計規程】 第8章 契約 (契約) 第40条 契約については、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第5章の規程の例に準じて行うものとする。</p> <p>【大阪府財務規則】(抜粋) 第5章 契約 (契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。(略) (契約書の省略) 第65条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1) 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき。(略)</p>	<p>監査の指摘をふまえ、全職員に対し、適切な契約事務に努めるようメールにて周知した。</p> <p>今後は、担当者のみならず、決裁関係者、決裁者も含め、関連規程等に十分留意の上、適切な契約事務に努める。</p>

決算書の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																											
<p>公益財団法人 大阪府国際交流財団</p>	<p>公益財団法人大阪府国際交流財団は、特定資産として国際交流事業積立資産を保有しており、平成25年度の残高は1,793百万円であるが、平成25年度の貸借対照表において、国際交流事業積立資産は1,741百万円と記載されていた。</p> <p>差額の52百万円は、特定資産の項目の普通預金として記載されており、公益法人会計基準注解（注4）3に準拠した保有目的を示した独立科目での表示が行われていない。</p> <p>現状の貸借対照表（抜粋） （単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="528 751 1608 987"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>当年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 固定資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 特定資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 普通預金</td> <td>52,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 国際交流事業積立資産</td> <td>1,741,153,960</td> <td>2,009,945,760</td> </tr> </tbody> </table> <p>あるべき貸借対照表（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="528 1066 1608 1260"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>当年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 固定資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 特定資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国際交流事業積立資産</td> <td>1,793,153,960</td> <td>2,009,945,760</td> </tr> </tbody> </table>	科目	当年度	前年度	2 固定資産			(2) 特定資産			普通預金	52,000,000	0	国際交流事業積立資産	1,741,153,960	2,009,945,760	科目	当年度	前年度	2 固定資産			(2) 特定資産			国際交流事業積立資産	1,793,153,960	2,009,945,760	<p>【是正を求めるもの】 特定資産の一部を普通預金として別掲せず、当該特定資産として貸借対照表に記載されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【公益法人会計基準注解】（平成21年改正） （注4） 基本財産及び特定資産の表示について 3 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。</p> </div>	<p>平成26年度決算において、貸借対照表への特定資産の記載に当たって、独立科目での表示を行った。</p>
科目	当年度	前年度																												
2 固定資産																														
(2) 特定資産																														
普通預金	52,000,000	0																												
国際交流事業積立資産	1,741,153,960	2,009,945,760																												
科目	当年度	前年度																												
2 固定資産																														
(2) 特定資産																														
国際交流事業積立資産	1,793,153,960	2,009,945,760																												

口座管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容									
<p>公益財団法人 大阪府国際交流財団</p>	<p>1 公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）は、大阪府堺留学生会館オリオン寮（以下「オリオン寮」という。）を運営している。</p> <p>オリオン寮では、小口現金の支払資金のために「大阪府国際交流財団 堺留学生会館 オリオン寮管理人」の名義で普通預金口座1口を保有している。これは財団の財産であるが、財産目録に当該口座の記載がなく、公益法人会計基準第7の1に準拠した表示がなされていない。また、当該口座の残高（2円）について、平成25年度貸借対照表の普通預金に含めていなかった。</p> <p>2 財団が保有している普通預金口座の中に、現在使用しておらず、今後も使用する予定のない口座が2口あった。</p> <table border="1" data-bbox="569 957 1394 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年3月31日残高（円）</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座A</td> <td>84,237</td> <td>旧千里留学生会館（現在廃止）の寮費の収受用として使用</td> </tr> <tr> <td>口座B</td> <td>121,469</td> <td>旧財団のりんくう事務所（現在廃止）にて一般管理用口座（会費収入・経費支払）として使用</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年3月31日残高（円）	使用目的	口座A	84,237	旧千里留学生会館（現在廃止）の寮費の収受用として使用	口座B	121,469	旧財団のりんくう事務所（現在廃止）にて一般管理用口座（会費収入・経費支払）として使用	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>管理人の名義で保有している口座であっても、財団の資金口座については、財産目録及び貸借対照表への記載を行い、適切に管理されたい。</p> <p>銀行口座は不正に利用される可能性もあるため、使用する予定がない口座については、速やかに口座の解約手続を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【公益法人会計基準】（平成21年改正）</p> <p>第7 財産目録</p> <p>1 財産目録の内容</p> <p>財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。</p> </div>	<p>オリオン寮管理経費を適切に管理するため、管理人名義の口座を廃止の上、財団理事長名義の口座を平成26年11月14日に開設した。平成26年度決算から、財団の財産として財産目録、貸借対照表に記載した。</p> <p>また、使用見込みのない2口座については、平成26年12月19日に解約し、残金は別途普通預金口座へ入金した。</p>
	平成26年3月31日残高（円）	使用目的										
口座A	84,237	旧千里留学生会館（現在廃止）の寮費の収受用として使用										
口座B	121,469	旧財団のりんくう事務所（現在廃止）にて一般管理用口座（会費収入・経費支払）として使用										